

入札公告（総合建物管理業務委託）

社会福祉法人函館厚生院が経営する病院での清掃業務等の総合建物管理業務委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 函館中央病院 総合建物管理業務委託更改事業
[業務内容]一般総合清掃業務、手術室清掃業務、医療廃棄物圧縮業務、電話交換業務、案内サービス業務、警備業務、ボイラー室業務
- (2) 購入施設 函館市本町33番2号 無料又は低額診療施設 函館中央病院
- (3) 業務内容 入札説明書及び仕様書による
- (4) 契約期間 平成27年11月1日～平成30年10月31日まで

2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 函館中央病院(527床、延床面積27,865.52㎡)と同等以上(400床以上)の規模の病院から清掃業務の委託を受託しており、総合清掃・電話交換・警備業務・ボイラー室業務者であること。元受業者として3年以上契約を継続した実績を有すること。
(業務実績が証明できる書類を提出すること)
- (3) 渡島・松山管内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (4) 本件委託業務の受託は渡島・松山管内に本店、支店又は営業所にて受託し、本委託契約の再委託を禁ずる。
- (5) 業務を直接受託する本店、支店又は営業所は財団法人医療関連サービス振興会の実施している医療関連サービス制度認定を受けている者であること。
- (6) 業務を遂行する業務責任者として清掃業務経験が3年以上かつ病院受託責任者講習受講修了書を有する者を1名配置可能な者であること。
(渡島・松山管内にある本店、支店又は営業所で常時雇用している者を名簿にて提出すること)
- (7) 清掃業務に従事する常用の従業員は30名以上とし、そのうち少なくとも10名以上は3年以上清掃業務経験を有する者を配置可能な者であること。
(渡島・松山管内にある本店、支店又は営業所で常時雇用している者を名簿にて提出すること)
- (8) 手術室清掃業務に従事する者のうち業務経験が少なくとも3年以上ある者を2名以上配置できるものであること。
(渡島・松山管内にある本店、支店又は営業所で常時雇用している者を名簿にて提出すること)
- (9) 医療廃棄物圧縮業務に従事する者を1名以上配置できる者であること。
- (10) 電話交換業務に従事する者のうち業務経験が少なくとも3年以上ある者を2名以上配置できる者であること。
- (11) 案内サービス業務に従事する者を1名以上配置できる者であること。
- (12) ボイラー運転管理業務に従事する者については、2級ボイラー技士以上の資格及び危険物取扱者乙種4類以上の資格を有する者を3名以上配置できる者であること。
- (13) 警備業務に従事する者のうち業務経験が少なくとも3年以上ある者を2名以上配置できる者であること。
(渡島・松山管内にある本店、支店及び営業所で常時雇用している者を名簿にて提出すること)
- (14) 警備業務の責任者または副責任者については、自衛消防業務講習修了者の資格を有する者を配置できる者であること。
- (15) 警備業務に関して、入札申請時において施設警備業務に係る警備員指導教育責任者を選任している者であること。
- (16) 委託業務(一般総合清掃業務、手術室清掃業務、医療廃棄物圧縮業務、電話交換業務、案内サービス業務、警備業務、ボイラー室業務)を再委託しない者であること。
- (17) 清掃業務のみ、もしくは警備業務のみといった一部業務のみでの参加申出は不可とし、すべての業務を請け負うことができる者であること。
- (18) 入札実施により現行契約業者が変更となる場合、引き継ぎ期間は原則平成27年10月31日までとする。この期間にかかる経費は落札者の負担とし、現行契約者との業務引き継ぎが円滑におこなえる者であること。
(引継終了報告書を提出すること)
- (19) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (20) 本件競争入札に参加しようとする者（なお、その者が法人であるときは、競争に参加しようとする支社・支店・営業所）は、官庁（国の全ての機関）や公共機関から、暴力団関係事業者等により指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者であること。
- (21) 当院と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (22) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (23) 下記3の一般競争入札参加資格審査申請書を提出できる者であること。

次頁へ

3. 一般競争入札参加資格審査申請書等の交付場所及び期間、提出期限

- (1) 交付場所 〒040-0011 函館市本町33番2号 社会福祉法人函館厚生院 看護専門学校 3階 本部事務局 人事企画係
電話0138-51-9588 FAX0138-55-9693
- (2) 交付期間 本件公告の日の9時00分から、平成27年10月8日(木)11時30分迄
公告開始日と公告終了日を除き、毎日9時00分から17時30分まで交付する。
- (3) 提出期限 平成27年10月9日(金)16時00分迄
公告開始日と公告終了日を除き、毎日9時00分から17時30分まで受付する。
- (4) 審査 入札参加申出書受理したのち、上記2の「競争に参加する者に必要な資格等に関する事項」と照合し、入札参加資格等の審査を行い、当該応札可否について、平成27年10月13日(月)17時00分迄にFAXにより通知する。

4. 入札説明会の場所及び日時

- (1) 本件公告の日の9時00分から、平成27年10月8日(木)11時30分迄「一般競争入札参加資格審査申請書」とともに入札心得書、入札説明書、仕様書等については配布により開催しない。

5. 入札方法及び落札者の決定方法

- (1) 下記6の入札執行日に出席のうえ、「紙」による入札書を提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100分の8に相当する額を加算した金額(消費税を含む額)を入札書に記載すること。
- (3) 入札金額については、前頁1の(4)に定める期間に行う前頁1の(1)の件名の履行に要する一切の金額を含めた額とすること。
- (4) 落札者の決定については、予定価格を下回り最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- (5) 開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合は、再入札を行う。なお、再入札の回数は1回とする。再入札を行っても落札者がいない場合は、入札を終了し、最低入札金額者との話し合いとする。

6. 入札執行日時及び場所、開札

- (1) 場 所 〒040-0011 函館市本町33番2号 社会福祉法人函館厚生院 看護専門学校 3階 本部事務局 会議室
- (2) 日 時 平成27年10月15日(木)13時30分
- (3) 開 札 全参加者からの入札書提出後をもって、立会のもとその場で開札を行う。

7. 入札保証金及び契約保証金

免除

8. 入札の無効

前頁2に定める競争参加資格のない者の入札及び入札心得書、入札説明書等により示した入札に関する条件に違反した場合は無効とする。

9. 言語及び通貨

入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

10. 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

11. その他

詳細は上記4で配布する入札心得書、入札説明書及び仕様書等による。

以上公告とする。

平成27年9月29日

社会福祉法人函館厚生院
理事長 高田竹人